3　会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、信用基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第七条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第八条　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　信用基金に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の信用基金の概要

ロ　事務所の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに信用基金への出向者の数

二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（信用基金を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（事業報告書に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令第八条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

規　則

○国家公安委員会規則第七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに国家公安委員会の所管する法令の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　国家公安委員会委員長　小川惠里子

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の項の次に次のように加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	第三十二条の九

別表第一遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の項の次に次のように加える。

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）	第五十条第四項

別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号

別表第三銃砲刀剣類所持等取締法の項の次に次のように加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第三十二条の九

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。